

## ⇨ 保証協会に支払った信用保証料

**Q** : 当社は6月決算の法人です。5月初めに信用保証協会の保証を受けて、金融機関から設備投資のための資金を借入れました。その際に3年間の保証期間に係る保証料として、40万5千円を一括で支払いました。

この保証料の全額を、今年の6月期決算で、税務上の経費とすることはできますか？

**A** : 全額を、当期の経費とすることはできません。

### 【解説】

法人税法では、会社が支出する費用のうち、支払日から1年を超えて役務の提供を受けるようなものについては、その事業年度に対応する部分の金額だけが、その事業年度の損金の額に算入されることとされています。

したがって御社の支出した保証料も、保証期間が3年間であるため、当期の損金になるのは支出した金額のうち当期に対応する部分の金額だけとなり、保証期間（月数）に応じて均等配分した金額（40万5千円×2/36＝2万2千5百円）が当期の損金の額に算入されることになります。

また、繰上返済した場合に、未経過期間分の信用保証料が返還されることとなっているものについては、前期に繰上返済した場合に返還を受ける信用保証料の額と、当期に繰上返済した場合に返還を受ける信用保証料の額との差額を、その期の損金の額に算入することも認められています。ただし、この場合には継続してこの方法を適用することが条件となりますので、ご注意ください。

